

【第16回社会保障制度改革国民会議(平成 25 年6月 24 日)資料】

社会保障審議会医療部会における主な議論

平成 25 年 6 月 20 日
社会保障審議会医療部会

この資料は、平成 25 年 4 月 22 日の第 10 回社会保障制度改革国民会議提出資料「これまでの社会保障制度改革国民会議における議論の整理(医療・介護分野)(案)」に対する平成 25 年 6 月 20 日の社会保障審議会医療部会における主な意見であり、同部会の意見を集約したものではない。同部会では、引き続き、医療提供体制に関する十分な議論を行っていく。

■改革の基本的な考え方

- 2025 年時点の少子高齢社会を目前とし、悠長にはしてられず、改革に早期に着手する必要があるのではないか。
- 国民の安心を確保するためには、在宅や老後のケア、医療保険も含めた改革の全体像を示すことが必要ではないか。

■医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等

【医療・介護の提供体制の在り方】

- 現在、各医療機関等の不断の努力により一定の医療機能の分化と連携が行われているが、より適切に推進していくことが重要であることから、まずは、都道府県が、医療提供者等の主体的な取組の下で、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して十分な現状分析を行うべきではないか。その上で、今後のその地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画にこれを盛り込み、実効性を確保しつつ、機能分化・連携を推進していくべきではないか。
- また、退院後の施設・在宅医療といった受け皿が不足することにより、病院が本来の医療機能を果たせなくなることも考えられるので、病院で提供される医療と、在宅医療・介護及び施設介護等との連携を踏まえた情報収集と分析を行ったうえで、計画を策定するべきではないか。
- 地域医療ビジョンは次期医療計画の策定期である平成 30 年度を待たず、